

# 米軍基地関係特別委員会記録 ＜第1号＞

平成22年第2回沖縄県議会（6月定例会閉会中）

平成22年8月25日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

---

### 開会の日時

年月日 平成22年8月25日 水曜日  
開 会 午前10時3分  
散 会 午後1時28分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍人による強制わいせつ致傷事件等について）
- 2 付議事件の変更について
- 3 陳情の付託がえの申し出について（追加議題）

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	仲 田	弘 毅	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城	満	君
委 員	山 内	末 子	さん

委員 吉田勝廣君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

桑江朝千夫君

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	親川達男君
企画部長	川上好久君
警察本部刑事部長	内間康洋君
警察本部刑事部捜査第一課長	高嶺隆喜君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人による強制わいせつ致傷事件等について及び付議事件の変更についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、企画部長及び警察本部刑事部長の出席を求めております。

まず初めに、米軍人による強制わいせつ致傷事件等について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております米軍人による強制わいせつ致傷事件等について、県の対応を御説明いたします。

去る8月4日、水曜日、那覇市で発生した強制わいせつ致傷及び住居侵入事件については、米海兵隊員の男が被疑者として現行犯逮捕されました。

このような事件は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、被害者の受けた恐怖を考えれば、決して許すことはできず、強い憤りを覚えるものがあります。

県としましては、事件当日の午後、私が、在日米軍沖縄調整事務所長、外務省沖縄担当特命全権大使及び沖縄防衛局管理部長を直接訪問し、遺憾の意を伝えるとともに、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含めた再発防止について万全を期し、捜査機関に対し全面的に協力するよう強く要請したところがあります。

また、6日、金曜日には、被疑者の所属が在沖米海兵隊であるとの連絡を受け、在沖米海兵隊外交政策部長に対しても、同趣旨の要請を行ったところがあります。

さらに、8日、日曜日に空軍兵による住居侵入事件が発生したことを受け、9日、月曜日に、続発する米軍人による事件について、在日米軍沖縄調整事務所長、外務省沖縄事務所副所長及び沖縄防衛局管理部業務課長に対し、公務外の行動及び規律に関する措置の実施を徹底するなど、再発防止について万全を期すよう改めて強く要請したところがあります。

県としては、このような事件は、一件たりともあってはならないと考えており、今後の捜査等の進展を踏まえつつ、被害者の心情や意向にも十分配慮し、適切に対応していきたいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

内間康洋刑事部長。

**○内間康洋刑事部長** 那覇市内で発生しました米軍人による強制わいせつ致傷事件の概要について説明いたします。

本件は、平成22年8月4日、午前3時49分ごろ、那覇市内のアパートにおいて、帰宅した20代の女性が室内に入り玄関のドアを閉めようとしたところ、その背後から近づいてきた被疑者が無理やりドアを開けて室内に侵入し、同女の口をふさぎ、その場に押し倒して胸をさわるなどして強いてわいせつな行為をし、その際、同女に、全治1週間程度を要する頭部打撲等の傷害を負わせた事案であります。

県警察におきましては、事件発生直後に110番通報を受けて、直ちに現場に急行し、発生現場から徒歩で逃走する被疑者を発見したことから、約180メー

トル追跡して被疑者を取り押さえ、現行犯逮捕したものであります。

現在、那覇警察署におきまして、被疑者の取り調べ等所要の捜査を実施しているところであり、引き続き、被害女性の人権及び心情等に配慮しながら、厳正に捜査を行い、事案の真相を明らかにしていく所存であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 刑事部長の説明は終わりました。

これより、米軍人による強制わいせつ致傷事件等について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 米兵の強制わいせつとなっているのですけれど、新聞報道などを見ても、わいせつではなくて暴行というか、要するに意図的なわいせつ致傷となっていることが、ちょっと僕には理解できないのですけれど、強姦未遂とかわいせつとしているのは、どうしてなのですか。

○**内間康洋刑事部長** 県警察は、細かい部分の内容までは広報しておりません。といいますのは、被害者の立場も考えながら、具体的に被疑者がどのようなわいせつ行為をしたかというものは、伏せてあります。わいせつ行為であることは、我々としては間違いないと考えております。

○**前田政明委員** 僕は、那覇市壺屋に住んでいるのですが、国際通りで一前にも言いましたが、金曜日とか土曜日とかになると米兵が生活圏の中にたむろしていて、3名一組とか、何というか生活の中に凶暴な海兵隊を含めて一僕流に言えば人を殺すことを仕事にしている、そういう凶暴な人たちがうろうろしていて、そういう面では本当に危険だなと思っているのですけれど、これはいろいろあると思うのですけれど、この事件は、那覇市のそういう中心街で発生したと理解していいのですか。

○**内間康洋刑事部長** 私が知っている範囲内で申し上げますと、那覇市国際通りとか、そこら辺でよく米兵は徘徊していると思います。

○**前田政明委員** 今度の事件もそういうところですか。

○内間康洋刑事部長 発生は住宅街です。

○前田政明委員 那覇市国際通り周辺ですか。

○内間康洋刑事部長 国際通りからは外れております。

○前田政明委員 こういう事件について、基地の周辺だけではなくて、生活圏の中に入ってきているという怖さですね。そういう面で、本当にこういう事件が今後も起こるのではないかと非常に危惧しているのですけれど、こういう実態についてどういう認識なのでしょう。

○又吉進知事公室長 前田委員がおっしゃるように、あるいは今、刑事部長からもお話がありましたが、やはり那覇市近辺で米兵らしき者が徘徊というのですか、夜出歩いているのを私も実際にこの目で見ておりますし、承知しております。このことにつきましては、私どもは通常、司令官レベルというかそういう現場レベルで、最近目立つけれどもどうなのかというようなことは認識しており、それで問い合わせてもおりますが、基本的に歩くことは制限されていないわけでありまして、ならば綱紀の肅正、さらにこのような事件を受けて、やはり米軍の組織として犯罪防止というものに取り組んでいただかなければ困るといった趣旨で、申し入れをしているところでございます。

○前田政明委員 うちの嘉陽宗儀議員が質問をしておりますけれど、米兵が基地外に住む、またはこういうふうな形で住宅街に一日常生活を侵すようなそういう事態になっていて、これまでと違った意味で、一般の市民、県民の日常的生活が、都市部でも危険だという状況になっている中で、米軍に抗議なり要請していますけれど、その中での反応なり、皆さんの理解なり、その辺の米軍の対応というものは従来と変わらないのですか。

○又吉進知事公室長 米軍が基地外に居住したり、外で公務外で活動すること自体は、先ほど申し上げましたように制限はされていないという状況でございます。ただ、私が司令官一在日米軍沖縄調整事務所の部長に申し上げたことは、このようなことであっても、米軍の行動というものはいかに普通に生活していても非常に県民の関心が高いと、したがって、そういうことを軍の組織として自覚していただいて、きちんとそれをわきまえた行動をとっていただかないと、

これは県民に大変な不安を与えるものであるということは申し上げてあります。したがって、そこで行動すること自体が危険であるというようなことはなかなか言えないと思いますが、そこに住んでいる住民とあつれきを起こしたり、あるいは犯罪を起こすということは言語道断でありまして、それはしっかりと是正するようにと、再三再四申し上げているわけです。

○前田政明委員 日米地位協定、日米安全保障条約や沖縄戦での占領意識といえますか、それと極めて凶暴な人殺し集団といえますか、それで、県警察にお聞きしたいのですが、こういう事件を含めて、この間も何度も聞いている話なのですが、本土復帰前からこの間のそういう事件—米軍、米兵の犯罪件数、これについてお答え願えますか。

○内間康洋刑事部長 本土復帰前のものは統計資料がございませんので、復帰前のものについては把握しておりません。本土復帰後—昭和47年以降ですが、平成21年末までの件数としては5,634件です。

○前田政明委員 そのうち、裁判に訴えられた件数は何件ですか。

○内間康洋刑事部長 ちょっと現時点では把握しておりません。裁判に提訴するか否かについては、警察の権限ではなくて検察庁の権限、範囲であるために、この起訴率とかそういうものは警察の統計の中に出てこないわけです。把握していないです。地検—地方検察庁のほうに照会しないと、はっきりした数字が把握できないということによろしいでしょうか。

○前田政明委員 僕—素人からすると、当然皆さんが事件として扱う以上は、裁判に訴えると、裁くという前提で捜査をしていると思うんですよ。それが、結果がわからないと、自分たちは知らないという答弁自体が—今はそれは仕方ないのですが、僕としてはどうなっているのかなと。では、それは調べてください。それで知事公室長、今の件は、そちらのほうでも答えてください。

○又吉進知事公室長 今、刑事部長からお話があったように、犯罪被疑者を取り調べて、これを起訴するしかないというのは検察庁の判断であるわけでございます。過去に、ちょっと手元に資料がありませんけれども、いわゆる起訴率というものが議論になったことがあると思います。沖縄県における米軍に対する起訴率が低いといったような報道があつて、その際に私どもも、それについて

では関心を持ちまして調べたことがございますが、結果から言いますと、どうも十分な回答が検察庁から得られなかったということがございます。しかしながら、当然逃げ得とかそういうことはあってはならないわけでございます、引き続きそういった情報も県としては把握していきたいと考えております。

○前田政明委員 検察庁にも聞きますけれども、事件の流れとして、いろいろな事件がありますよね。皆さん、この事件に対しての裁判に至るまでの手順ですね、そこを簡単に説明してください。一般的な話でいいです。

○内間康洋刑事部長 まず、犯罪が発生しました。110番通報があります。現行犯逮捕ができるものについては、現行犯逮捕します。それから、現場から被疑者が逃走してしまっていて、継続して捜査をする必要があるというときに、捜査をしてこの被疑者を特定するためのいろいろな客観的証拠を集めて、被疑者がわかれば緊急逮捕できるものは緊急逮捕します。緊急逮捕の要件に当たらないときには、あらかじめ裁判官の逮捕状を請求して、裁判官からの発付を経て逮捕します。逮捕した後、48時間以内に警察は検察庁に事件を送致しなければいけないです。事件を受け付けた検察庁は、さらに24時間以内にこれを勾留するかしないかを判断して、勾留裁判にかけるわけですね。勾留が決まったら、最初は10日間勾留されます。さらに延長が必要であるということであれば、さらに10日間、ですから勾留の期間は一般的に20日間－特別の場合は3日間プラスされるわけですが、20日間の勾留が実施されて、その間に警察もいろいろな証拠固めをして検察庁に送ります。最終的に、事件の被疑者を裁判にかけるかどうかは、担当検事の判断という手順になります。

○前田政明委員 関連でいきますけれども、2008年の2月に沖縄市で米陸軍兵がダンサーのフィリピン人女性を殴打、強姦した事件ですが、これは起訴されていますか。

○内間康洋刑事部長 私の記憶では一手元に資料がないのではっきりは言えませんが、たしか不起訴になっていたと思います。

○前田政明委員 僕が聞きたかったのは、第一次裁判権の放棄という意味での日本政府とアメリカ政府との密約があると－これは公表されていますけれども、その中で、例えば法務省のマル秘文書－僕が持っているパンフレットには裁判権を行使するか否かと、この通告をすべき期間は何なのかといたら、比

較的軽微な罪については10日間、その他の事件については20日間、この中で起訴すると。それで、法務省自身も捜査処理上、時間的制約を受けることになっていると嘆くほどですというふうに、法務省実務資料の解説でそうなっていますけれども、そういう面で、先ほどの裁判権のものでも、この間に出ている資料では、いわゆる強姦、レイプなどの事件は、日本の場合、要するに82%が起訴されていない。全体の犯罪でいうと、90%を超えるとか、そういうものが資料として出ていますが、私が心配するのは、米兵が住民地域にも来る、捕まればやばかったと、そういう面では、今の日米地位協定の中でも、とりわけこういう公務外の事件などについての不起訴というか、著しく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりはないという密約があって、そういう面では、米軍犯罪があったときにすぐに沖縄防衛局関係の職員が来て、示談したほうがいいのではないかという形で話が進む例が多いのですね。僕も、赤嶺政賢衆議院議員と一緒に金武町の米兵の事件の被害者の相談などに行ったら、すぐに沖縄防衛局の職員などが、通り会の役員と一緒に来て、もう示談したほうがいいよと、難しいよということで、不起訴になるようなそういうものを見て、これは大変だなと。そういう形で事件などが一こういう密約の問題を含めて、やはり米兵にとってみたら、実質的には大したことはないんだと、こういうものが全体として、今の日米安全保障条約、日米地位協定のもとで、治外法権的な内容が放置されていて、今回のような強制わいせつ致傷事件が起こると一たまたまこの女性が声を出して叫んだから、まだ救われたんだと思いますけれども、なかなか声を出すこと自体も普通は厳しい。そういう面では、お聞きしたかったのは、少なくとも県警察は県警察で頑張っていると思いますけれども、そのような流れの中で、私はぜひ調べてほしいのですけれども、知事公室長、5,634件の事件のうち、裁判権を行使して訴えられた事件は何件なのかと。これは、僕は行政上も本当に日米地位協定の抜本的な見直しというならば、この具体的な犯罪の事実と、実質的にいかに免罪にされているかという状況を認識する上では、極めて県民の生命、財産を守るためには重要だと思いますけれども、両方お答え願いたい。

**○又吉進知事公室長** 前田委員のおっしゃった部分で、やはり逃げ得というのですか、あるいは泣き寝入りというようなことは、法治国家においてはあってはならないわけですし、いかに米軍であっても許されるものではないと、ここは大前提であります。まさに委員のおっしゃるとおりだと思いますが、今、件数の中でそういった事例がないかどうか、あるいは不起訴になっている中でそういう事例がないかどうかということにつきましては、できる限り、県として

も確認していきたい。仮に、そういうものが一件でもあれば、これはゆゆしき問題だと考えています。

○内間康洋刑事部長 起訴するかどうかについては、コメントする立場にはありませんけれども、県警察としては発生した事件については、確実に検挙する努力はしております。捕まえた被疑者あるいは事件については、これがきちんと起訴できるように、証拠固めをして適正な捜査に全力を尽くしているというような状況でありますので、御理解をお願いします。

○前田政明委員 これは当然、公務外ですよ。

○内間康洋刑事部長 公務外だと認識しております。

○前田政明委員 この間、学者の先生を含めて、この間の犯罪の中で、公務外の事件・事故については、加害米兵、軍属の個人責任にされているため、体一つで駐留し、私的財産を保有しない米兵、軍属による被害補償はほとんど実現していない。米兵、軍属については、見舞金制度があるものの、その制度の存在はまだ知られておらず、かつ見舞金額も極めて低いと。通常の我々の補償その他と比べると、30%から40%ぐらいだと。そういう面で、被害補償制度として十分な機能はしていない。また、米兵、軍属の公務外の事件・事故については、見舞金制度は存在するものの、米兵、軍属の家族が起こした事件・事故については、見舞金制度さえ適用されず、被害は放置されているのが現状であると。これについて知事公室長、どういう認識ですか。

○又吉進知事公室長 今おっしゃったところの出典が私どもは確認していないわけですが、もちろん、被害者の心情でありますとか、犯罪の重大性を考えると、適切な被害補償がなされるべきであって、これは政府が責任を持って行うべきだと考えております。したがって、その面も含めまして強く要望してまいります。

○前田政明委員 今、その間の新聞報道その他でも、事件の損害にかかわった弁護士などがマスコミを通じて報道していたと思いますが、お聞きしたいのですが、通常、そういう公務外の米軍人・軍属の見舞金は、実質的には日本国民の交通事故、その他の犯罪の損害よりも極めて低いというような実態があると言われておりますけれど、県としてはこの間の事件その他を見て、どういうよう

な補償状況だと思いますか。

○又吉進知事公室長 この件につきましては、実はわからない部分が多いと、公務外で加害者と被害者の関係になったとき、そういう状況がございます。県としましても、沖縄防衛局に対して、その実態あるいは総額ベースでどれくらいかとかは確認しているわけですが、今、前田委員がおっしゃったように、十分な手当てがなされていないという実態については、県はされているかされていないかについては、現時点では把握していないということでございます。

○前田政明委員 この見舞金は、やはり公務外である犯罪に対して客観的な被害の見舞金の算出根拠というか、通常の本国の今のいろいろな裁判制度やその他の事例からして、それが実質的に非常に極めて低い制度になっていることは、やはり比較検討できると思うんですよ。そういう面で、被害を受けた方々、前に沖縄県に来て神奈川県横須賀市で米兵にレイプされたというオーストラリア出身のジェーンさん一仮名ですが、本当に見舞金といってわずか300万円そこらで、それも闘ってそうなっているのだけれど、全体的に言えばとてもではないけれど、被害の状況からして納得のいくものではないというような形で、勇気を持って発言もされていますけれど、そういう面では、暴行事件とか強姦、こういう事件が県内で起こっているわけだから、それに対して本当に被害者救済、綱紀粛正といっても、それがどうなのかと。日本国民として、そういうような犯罪被害者自身の救済といっても本当に許せないのではないかというように思いがいろいろ指摘されていると思うんですよ。その事実関係の認識と、それに対して今後どうするのか、そこがなくて綱紀粛正、ただ被害者に見舞金だとか、そう言っても、なぜそうなっているのかということも含めて、ちょっと見解を教えてください。

○又吉進知事公室長 見舞金でありますとか、あるいは被害者に対する損害賠償といったものは、これは個々の事件の様態、あるいは被害者の被害の程度によって個別に定まっていくものだというのが前提だと思います。ただ、県が申し上げているのは、この犯罪は極めて重大で人権を侵すものであるという認識に立っておりまして、ならばその被害者については、これは基地の提供者である政府、あるいは事件を引き起こした米軍において、最大限の補償をすべきであろうというのが基本でございます。ただ、今それが十分か不十分かという議論につきましては、現在、情報がないわけございまして、そういったものを

きちんと踏まえた上で、責任はしっかり果たしていただくということは、引き続き求めてまいります。

○前田政明委員 教えてほしいのですけれど、先ほどの私的財産を持っていない、そういう被害補償として見舞金制度があると、この制度はどういう仕組みですか。

○親川達男基地対策課長 公務外の事件につきましては、当事者間ということで、一義的には事件を引き起こしたものが賠償を行うのですけれど、それができなかった場合には、いろいろな事件がございますけれども、裁判—先ほど神奈川県横須賀市での事件がありましたけれど、裁判所へ損害賠償請求を行いまして確定をします。これに基づいて米軍に要求するという形—本人に資力がない場合には米軍という形になりますけれども、たしかオーストラリア人の方の事件については、請求期間が過ぎているということで、米軍も支払わなかったということで、それを日本政府が補償したというふうな経緯だと思います。こういった形で額が確定した場合には米軍、そういった形の制度はできていますけれども、県としましては、いずれにしましても被害者が十分な補償がもらえるような制度を構築していただきたいということを要求しているところであります。

○前田政明委員 先ほどのフィリピンの女性の不起訴の問題を含めて、米軍の事件・事故、犯罪から国民の生命、財産、それを守る仕組みになっていない。それは、やはり日米安全保障条約、日米地位協定のもとの裁判権放棄、すなわち日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第一次裁判権を行使するつもりがないと、そういう密約があることが明らかになっていますし、そういう面では、そういう背景のもとで裁判権すら放棄するというような形の中での示談、そして実質的に沖縄防衛局などが、被害に遭った人のところへぱっと行く—そして僕が聞いた範囲では、これは難しいよと、早目に示談したほうがいいよと。ところが、見舞金というものはスズメの涙といいますか、それも非常に考えられないような金額になっていて、しかしそれは許せないという—勇気のある人は国会議員とか県議会議員に相談が来て、沖縄防衛局を呼んで—うちの赤嶺政賢衆議院議員が呼んで、これはどうなっているんだと、これは極めて数が少ないのだと思うんですね。そういう面で、そういう話を聞いた流れの中では、泣き寝入りをせざるを得ないと。そうしたら、とてもではないけれど事件にもならない。ふたをあけてみると、実質的には密約が生きて

いて、80%から90%の裁判権を日本政府が放棄していると。だから、そういう流れからいくと一戻りますけれど、現に本土復帰後、5,634件の事件・事故があったと。では、その事件の中で、どの程度の起訴がされて裁判になったのか、いわゆる不起訴ではなくて。そこは、警察もみずからの捜査を含めて、犯罪を立証するという意味で捜査しているわけでしょう。それで、検察庁に上げるわけでしょう。そういう意味での流れというものは、僕は明確にしていくことが、日米地位協定の見直し、米軍犯罪から県民を守る、ましてや米兵に対してもそれなりの実効力のあるものをやらないことには、これは屈辱的で、そういうことを実質的にこうなんだということで迫っていかないと、運用上の解釈だけで、善意の解釈でやるという、こんなふざけた状況になると思うんですよ。だから、知事公室長、きょうはこれで終わりますけれど、私はこの事件についても、そういう面ではこの住宅地における一ましてや観光客を含めて、本当に日常生活の中に、家ですら安心して住めない。ましてや、今は24時間一深夜いろいろなスーパーとかその他を含めて働いている女性は多いではないですか。だからそういう面では、これは氷山の一角として、僕は何と言うか、その近くに住んでいてこれは極めて危ないなど。3名一組くらいで車などを含めてぐるぐるずっと回っているんですよ、夜の10時、12時に那覇市国際通りを歩くと。そういう面で考えているんですけれど、改めて県警察と知事公室長の決意といいますか、今後の一私が言っている5,634件の実質的な裁判権がどう行使されたかというものを含めて、調べていただきたいと思いますが、対応をお願いします。

○内間康洋刑事部長 起訴率に関しては、地検一地方検察庁のほうに照会をしたいと思いますが、向こうがきちんと回答してくれるかどうか……。

○前田政明委員 してくれなかったら国会でやりますよ。

○内間康洋刑事部長 それ以外に、事件捜査については、我々は必ず処罰してもらいたいというそういう気持ちで最善を尽くしているわけですから、今後も検挙した場合には、最善の努力をしていきたいと考えています。

○又吉進知事公室長 今、前田委員からさまざまな御指摘がございました。それにつきましては、やはり県民の懸念といったものがそういったところにあるということは認識しております。したがって、私どもとしてもしかるべき情報をとって、県民の人権が侵されないという観点から、やはり政府、米軍に対して、強く申し入れていくということなんですけれど、なかなかその情報が入手

できないという面がありますので、今後、やはりそういう情報公開、あるいは情報の提供といったものにつきましても、しっかり求めていきたいと考えております。

○前田政明委員 私が言っているのは、県警察ですが、地検―地方検察庁にまず聞くということですよ。聞いていないということが僕は問題だと思うので、まず聞く。それで、地検が答えるか答えないかは、これはあとの問題。それから、知事公室長も、防衛大臣を含めて、実質的に仕事に当たっている沖縄防衛局の職員がいるのだから、そういう面では資料を出せということと言わないといけないのではないの。これまで聞いたことはあるのですか。

○又吉進知事公室長 適宜照会しております。

○前田政明委員 照会してなぜできないの。答えが出てこないの。

○又吉進知事公室長 なかなかお答えをいただけないということでございます。

○前田政明委員 では改めて、私はぜひ県議会としても、これは日米地位協定の見直しを含めて、お互い超党派で一致していると思うんですけど、実質的に実証ですよ。いかに県民が被害を受けているか、被害を受けながらも、本土復帰後ですら、事件として県警察が一生懸命に頑張って挙げたと、そのうちどれだけ起訴されているか、それからあとの補償の実態はどうなっているかと。公務外の場合、実質的に和解している内容などは大体どうなっているのか、件数はどれくらいで、そしてその金額は大体幾らかというものは、ぜひそれは明らかにすべきだと。そういう面で、本当に政府が沖縄県民の生命、財産を守る立場で基地を提供している責任を果たしているかどうかという形で、これは明らかに求めて、それでだめだったらだめで、きちんと知事公室長、記者会見を含めて、沖縄県がこういう要請をしたけれども、どこどこで応じなかったとか、そういう情報をきちんと発信してくださいよ。

○又吉進知事公室長 情報発信ができるかできないかは別にしまして、適切にやはり県民が安心するような、納得するようなというのですか、そういった情報の提供は求めてまいります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 繰り返しの質疑で恐縮ですが、今回の米兵の家宅侵入あるいは強制わいせつ致傷罪ですが、8月4日と、その4日後の8月8日、連続2件発生しているわけですが、その前から米軍では、深夜の飲酒、外出禁止だとか、あるいは民間のバーでは酒類を提供しないでくれと、こういうようなことになっていると思うのですが、その2件とも未明の事件なんですね。この辺に関して、知事公室長が答えるかと思いますが、米兵が綱紀肅正、こういうような事件が起こるたびに教育をきちっとします、綱紀肅正をきちっと図りますと言って、その1つの方法として、深夜の外出禁止などと言っているのですが、結局これが守られていないということですよ。この辺の不徹底さについて、我々も大変怒りを禁じ得ないのですが、このことについては知事公室長はどうお考えですか。あるいは、抗議に行かれて、米軍側はどう説明していますか。

○又吉進知事公室長 今、具志委員の御質疑の点は非常に基本的なところだと考えておまして、実はこの事件が起こったときに、当然ながら綱紀肅正策との関係はどうなっているのだということは、私もすぐに感じたわけでございます。まず、事実から申し上げますと、去る6月に4軍調整官－在日米軍沖縄地域調整官が再発防止に向けた措置といったものを発表しております。それによりますと、大きく分けますと3つありまして、基地外への夜間外出規制、2点目が生活指導巡回の強化、3点目が米軍人への教育の強化と、この3つに分けられておまして、とりわけ、1点目の夜間外出規制につきましては、すべての在沖米軍人は深夜午前0時から午前5時までの間、基地外のバーやクラブなど酒類提供を主な業務とする施設にいることを禁止すると、さらにリバティーカードを持つ者は、基地内あるいは基地外の居住地に戻らなければならないと、さらにゲートチェックを行うといった内容なんですね。なぜ当該被疑者が引っかからなかったかということに対して問い合わせたところ、明確な回答はなかったのですが、どうもこの人はまず飲酒をしていない、その酒類提供施設というところに行っていない。あるいは、リバティーカードもその対象外というのですか、認められるような状況にあったというようなことのようにございます。明確な回答は返ってきておりませんが、どうもそういうことですので、申し入れの際にやはり実効性のある綱紀肅正策、あるいは犯罪防止策をとるべきであるということは私は強く申し入れたところでございます。したがって、今委員の御指摘の点につきましては、これは県としても結果としてこういう犯罪

が起きていることにつきまして、米軍は真摯に対応すべきであるということをも再度働きかけていきたいと考えております。

**○具志孝助委員** この種の事件が起こるたびに我々県議会ができることは、きちっと被害者に対して補償しなさいと、完全補償しなさいと、そして、二度とそういうことが起こってはいけないと、綱紀肅正を徹底してくれと、あるいはそういう犯罪が起こる環境として、日米地位協定の問題がある、大体この3点を繰り返しやってきたのですよね。今回の場合は、それらを徹底するために深夜の外出を禁止すると一彼らは一般人ではない兵隊という組織の中にあるわけですから、そういう生活に規制を加えるのは難しい問題ではないと思うのですが、結局、大人の社会で外出禁止をすとか、酒を飲むなとか厳しいおきてを課すると、こういうようなことになっているわけですが、日米地位協定以前の問題なのですよね。もう本当にあいた口がふさがらないと思うわけで、問答無用でどうするのだと、本当は開き直りたいというところですが、ただ、納得いかないというのは一飲酒していないというのは初めてわかったわけですが、酒を飲まないでこんな若い28歳一8月4日の強制わいせつ致傷事件の被疑者は28歳、それから住居侵入の被疑者は32歳、若いのですよね。この若い兵隊が、酒を飲まないで深夜徘徊をするというのがわからないのですが、これはどう理解していますか。

**○又吉進知事公室長** 済みません。正確なところは、飲酒していないというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、ここで言うところの、酒類提供を主な業務とする施設に出入りしていないということに訂正させていただきたいと思えます。飲酒したかしていなかったかというのは、私どもで把握できておりませんで、これは県警察が承知していると思えます。いずれにしましても、やはりそういう規制措置があるにもかかわらず、こういう事件を起こせたと、起こすことができたということは、やはり米軍の指導あるいは綱紀肅正策等に何らかの問題があるのではないかと考えておりますので、強くそのあたりの是正を求めていきたいと思えます。

**○具志孝助委員** 米兵には、今言っている外出禁止とか深夜の飲酒禁止を徹底してもらおうということですが、しかし、今酒を飲むところに入出入りした気配はないと、その範囲ではないという又吉知事公室長の説明であったのですが、飲酒していないという意味ではなくて、要するに、米兵はこういう深夜にどうして那覇市の町を徘徊しているのですか。県警察としては、どのように受けと

めていますか。なぜ米兵がここをうろうろしているのですか。それとも、米兵専門の出入りする飲食店があるのかどうか。

○内間康洋刑事部長 私の知るところでは、那覇市内に幾つかのディスコがあって、そこに若い兵士が出入りしているというようなことがあると聞いてはいます。

○具志孝助委員 深夜に営業—若い人たちが出入りするディスコがあり、そこに米兵も出入りしていると。そうすると、我々の側の話なのですが、この深夜営業をしているディスコというのは合法的というのでしょうか、きちんと営業時間だとかそこに出入りしている若い方々は、きちっとした法律に抵触するような問題の店舗ではない—皆さんはその辺のところについて、きちっと法律を遵守するような指導をやっているかどうかというのはどうですか。

○内間康洋刑事部長 これは刑事部の所管の話ではないのですが、私が聞くとところによると、この営業店そのものは、公安委員会からきちっとした許可をもらってやっているお店だと。午前0時以降は、営業してはいけないというお店のようなのです。これについて那覇警察署は、やはり徹底した立ち入りをして、違反があればこれはきちんと指導するとかですね、細かい数字はないのですが、何店舗かは営業停止処分を受けたと聞いております。

○具志孝助委員 まず、犯罪を起こしている側を厳しく追及し、問い詰めなければいけない。したがって、米軍に対しては綱紀肅正というのか、外出禁止令を徹底しようと、こういうことを当然ながら言わないといけない。これは、知事公室長しっかりやっていただきたいし、これまで別の委員がやりましたので、今度は我々の側、民間側にも責任があるのではないかという立場からお尋ねをするのですが、この深夜営業—本来は午前0時以降は営業してはいけないにもかかわらず営業している店舗が見られると、そこに出入りをしているようだということですね。確認します。

○内間康洋刑事部長 そういう実態が見られたので、那覇警察署としては徹底した取り締まりを実施していると聞いております。

○具志孝助委員 若い方々のエネルギーを発散する場所というものは、ある意味においては私は理解できるのです。しかし、こういうような場所が—本来は

健全であるべき場所が、そういうような不良の兵隊が出入りをし、結果としてそういう犯罪につながったとすれば、大変な問題なのですね。そういうようなことをきちっと未然に防止するためには、営業時間を守らすとか、少なくとも米兵は本来午前0時以降は出入り禁止なのだから、そこに入入りするという事は、そういうような罪を犯している、規律を守っていない兵隊だから、何を起こすかわからないという危険性の強い米兵、不良な兵隊が出入りしているということですよ。こういう出入りを許すと、あなたたちも結果として大変な迷惑なことになるよということを周知徹底させるという指導は、大変重要なことであるし、またこれは大変効果的だと思うのです。米兵の出入りを禁止するという一我がほうでそういうことはできないのか、あるいは、きちっと営業時間を守ってやるという方法を民間側でできることは民間側もしっかりとやってみようと、こういう努力が足りないのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

**○内間康洋刑事部長** これもまた、刑事部の所管外で申しわけないのですけれども、やはり米兵の出入り禁止ということは、現在の法律ではそういう規定はないと思います。ただ、やはり営業、経営している側の判断でそういう規制ができるかどうかですね。そこら辺をどこが働きかけていくかです。

**○具志孝助委員** 刑事部長が所管外だと言われるので、私もこれ以上聞くこともちょっとどうかなと思ったりするわけですが、しかしあなたしかいないから聞くわけですが、そもそも午前0時以降は、米軍は外出禁止になっているにもかかわらず、徘徊しているということは明らかに規則違反ですから、規則違反を起こしている兵隊、今前田委員からいみじくも殺人集団だというぐあいに恐れられている兵隊が、しかも規則を平気で犯して堂々と徘徊していることは、極めて危険なのですよ。そういうものに対して、協力してくれという指導を県警察が行って、そういう営業をやっているところに通達を出すとか、何らかの形で協力を要請するとかということは、私は大事ではないかと思うのですが、どう考えますか。また、それはできるのか、できないのか。

**○高嶺隆喜捜査第一課長** 米軍の事件に関しましては、うちの刑事部長からもありましたように、米軍が沖縄本島中部地域で割とはやっていたディスコがほとんど閉店して那覇市に移ってきたと、当然それは把握しておりますので、その正規な立ち入り、そこで不良外国人がいないとか、民間人と警察官が一緒になって立ち入りすると。その周辺で車両を検問するとか事前に予備軍の捜査

態勢とかを組んで話し合いをもっていきたいと。先ほど刑事部長からもありましたとおり、何軒かの違反する店については、既に営業停止を食らっており、全部が全部不良外国人ではないものですから、そこら辺は連携をとりながらやっていくと、那覇警察署長を含めて生活安全部門のほうで、予防という形で経営者も集めて講習するなり、そういった指導は行っていると聞いております。

○具志孝助委員 私は、要するに米兵に対して何らかの規制をかけることはできないのか、強制的に出入りを禁止するとか、例えば時間を制限して条件をつけて禁止するとか、あるいは米兵は一切要らないとか、そういう規制をかける。それが、法律的に県警察の権限でそういうことはできるのか、できないのか。これはどうなのですか。

○内間康洋刑事部長 これは、はっきり申し上げましてできません。

○具志孝助委員 そうすると、協力を求めることはいかがですか。

○内間康洋刑事部長 協力を求めることは可能であります。ただ、向こうが受け入れてくれるかどうかですね。そこら辺の問題が出てくると思うのですけれども。

○具志孝助委員 協力を求めるべきだと私は思うのですが、この点についてはいかがですか。例えば、これまでそのような検討をしたことはないのかどうか。私は、条件をつけてもいいと思うのですよ。深夜については、少なくとも規則違反なのだから、それはもう一切出入りはさせないでくれと。そもそも、民間人も午前0時以降は一店の営業許可時間というものは、午前0時で閉まっているわけでしょう、本来は。難しいところで、観光立県沖縄という中でどんどんそういうものを厳しくやっていって、果たしてどうなのだろうかということが一方であるわけですが、そういうことも頭に入れながら今やっているわけですが、結果として、自分たちが困るような形になるわけだから、やはりそういう不良と思われる米兵たちが深夜徘徊することについては、少なくとも時間を制限して入れないとか、あるいはもとより彼らには遠慮してもらおうということにするとか、あるいは場合によっては、米兵が出入りするから、沖縄県の夜は内地と違って観光客みたいな人には受けているとか、逆にそれが特徴でそこがにぎわっていると、こういうような部分もあるのですか。

○高嶺隆喜捜査第一課長 これも今刑事部長が答えたように生活安全部門の所管なのですが、捜査を通じて、米兵の中でも沖縄本島中部あたりですと、ゲート通りとかビージーストリートー中央パークアベニューということで、外国人を中心とした店と、それから沖縄市中の町の普通、邦人を相手にする店とか、当然入ってきた場合については、英語がわからないからお断りということで断っている店もあるわけですね。こういったディスコというものについては、観光客それから外国人を含めて、沖縄県独自に外国人がいるということで受けた、いわゆる繁盛したといいますか、そういった店が沖縄本島中部から那覇市に来たと。ですから、那覇警察署としては一直接那覇警察署長に伺ったのですが、そこで事件を未然に防止するために積極的な立ち入りはもちろん、経営者にも協力を求めて立ち入りをする、あるいは、近くでも車両検問ということでの動きはしているということでもあります。

○具志孝助委員 8月4日の強制わいせつ致傷事件の被疑者は、結果的に、所属はキャンプ・キンザーー牧港補給地区だったそうですね、最初は岩国基地所属とか言っていたのだが。キャンプ・キンザーーは那覇市の近くですよ。この8月8日の事件の被疑者はどこの所属ですか。新聞の記事には所属は書いていないですね。

○内間康洋刑事部長 嘉手納飛行場の所属です。

○具志孝助委員 連続して2回那覇市内で発生したというのも、ちょっと私にも不可解でした。キャンプ・キンザーー牧港補給地区はともかく、キャンプ・キンザーーだってあれは兵舎はないですね。だから、これまで沖縄本島中部で主に発生してきたのに、那覇市でどうして米兵がこうして深夜徘徊するのだろうかと思っているわけですが、ちょっと小耳に挟んだのは、案外、観光客とか若い女性は米兵がたむろするところ、あるいは米兵を相手に遊ぶというか必ずしも悪い意味ではないですよ、米兵と会話をするとか接触することに、そういうようなチャンスを求めて徘徊する女性もいるということも聞くわけですが、8月8日に起きている事件ー新聞記事によるのですが、那覇市松山の女性宅に侵入した疑いがあったと。女性宅には、その被害者の女性以外に3名の女性がいたということなのですから、案外そういうものなのかなと思ったりもするわけですよ。外国人男性を相手に、こうして交流したい、交わりたい、遊びたい、そういう女性も今那覇の町にはいるのだと、それが事件の1つの温床になっていると、こういう部分も一方にあるのではないかという心配がある

のですが、この点についてはいかがですか。そういう情報はありますか。

**○内間康洋刑事部長** 確かに、情報としてはないことはないのですが、本当にどの程度の実態があるかというのは、ちょっと把握しておりません。具体的な住居侵入事案については、この被疑者である米兵とこの被害者は、全く関係がないです。この女性たちが、米兵と好んで会話をしようという、そういうこともないというようなことでございます。

**○具志孝助委員** 調査の結果、全然関係はないことがはっきりわかったということですね。しかし、そういうような人たち—那覇市内にはそういう女性が徘徊しているとか、あるいは住居を構えているというような事実も皆さんは承知をしているわけですか。

**○内間康洋刑事部長** 情報としてはあることはあるのですが、実際に本当にそういう女性がどれだけいるかということについての実態は把握しておりません。

**○具志孝助委員** そういうようなことで、だからといって米兵のそういうような犯罪を我々が許すというような話ではない。その兵隊であれば、組織のそういうような立場であればこそ、一般人以上に規律を守らなければならない立場の人たちであると、徹底して厳正に厳罰を我々は求めなくてはいけないわけですが、一方において、我がほうはどうなっているかということは、常に捜査当局、県警察としては、注意を払って問題が起こる前に指導するとか、規制がかけられることは規制をかけるべきだと思うのですが、これを機会に、この深夜営業、風俗営業に対する取り締まり、そういうものを強化していくとか、新しい規制を検討していくとかということを一私は県警察もこれだけ連続2件、しかも若い女性が被害者になるということは絶対に許されないことであって、この若い方々もそういうような意識が弱い部分があると思われまますので、県警察当局においては、いかに未然に防ぐかということで、今後それを検討していくと、規制なり指導強化なりをやっていくというような用意は持ちませんか。

**○内間康洋刑事部長** 那覇警察署では、最近やはり那覇市内で米兵がちょっと目立ってきているなということを感じ取って、彼らが出入りしている風俗営業店に対する取り締まりというものを強化したわけで、その結果、何店舗かに営業停止の処分を行ったということで、引き続き取り締まりを強化していくとい

うことを言っておりますし、そういった店舗側に対する指導強化については、また持ち帰って私から直接、那覇警察署長のほうに進言したいと思います。

○具志孝助委員 米兵は、現行犯逮捕しても犯行を否認するのですね。この2人は認めましたか。

○内間康洋刑事部長 強制わいせつ致傷事件の被疑者については、まだ否認しています。住居侵入事件の被疑者については認めており、せんだって新聞にも載っていたのですけれども、罰金20万円で釈放されています。

○具志孝助委員 これはもう終わったのですね。

○内間康洋刑事部長 終わりました。

○具志孝助委員 強制わいせつ致傷罪で地検一地方検察庁は起訴したのですか。

○内間康洋刑事部長 まだ起訴したという通知は受けていません。

○具志孝助委員 何か特に理由はあるのですか。

○内間康洋刑事部長 まだ勾留期間中のため、現在、起訴するかしないか判断していると思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山内末子委員。

○山内末子委員 繰り返しになるかと思えますけれども、自分の我が家に帰ってきて本当にほっとする瞬間に、こういった本当に悪質で卑劣な事件だと思っています。ほんの一瞬だったかと思えますが、その女性からすると、本当にこれは一生忘れられない傷を負っていきますし、そういう意味では、これまでも知事公室長もおっしゃっていましたが、綱紀肅正あるいは教育プログラムの徹底という再発防止策について、米軍側がいつも言っているその2点について一実効性のあるプログラムをとということをいつもおっしゃっていただけますけれども、なかなか実効性があるプログラムあるいは綱紀肅正となっていない。その

ことについては、先ほどは綱紀肅正については3点、今やっていることがあります。教育プログラムについては、今どのような対策を持っているのか、知事公室長が知っている範囲でお答え願いたいと思います。

**○又吉進知事公室長** 先ほど申し上げましたけれども、6月11日にいわゆる4軍調整官から発表されたところによりますと、米軍人等への教育の強化といたしまして、各軍は新規配属隊員向けのオリエンテーションについて、短期間の出張や訓練で来沖する一時的駐留隊員にも対象を拡大して実施する。これは過去からやっているオリエンテーションがあるわけですが、それを拡大するというのでございます。それから、テレビやラジオのCM等を通じ、米軍構成員全体に向けて基地外での日本の法令遵守や事故を起こした際の行動などについての教育を行う。3点目に、軍事車両内に事故を起こした場合に取るべき行動を書いたステッカーを張り、正しい行動をとるように促す。それから、基地外での軍事車両の移動ルートを単純化し、道に迷って事故を起こすことがないように努める。それから、隊員の交通安全や飲酒、日本の法令等に関する講習会や基地内の小中学校での交通安全、非行防止に関する講習会を実施するというものが6月に新たに示されたものでございます。それ以前に、オリエンテーションという形で年に数回から10数回程度、これは外務省沖縄事務所が主催する形で米軍兵士の国内法令の周知徹底というものを図っていると聞いています。

**○山内末子委員** かなり細かく一教育プログラムは何年か前から割と細かく具体的に徹底されているとは思いますが、ところがなかなかそれが実行していかない。そこには何が原因があるのかと、何をもってすればこのプログラムが本当に実効性があるものになっていくのだということを、知事公室長自身として、現時点で考えていることをお願いいたします。

**○又吉進知事公室長** まず、この事件が起きたときに最初に考えましたことは、1人暮らしの女性であったということで、やはりこの方に大変な傷を負わせたということと、それから市民の不安が大変高まったであろうということは、瞬間的にというのですか、すぐに感じました。したがって、直ちにその日に、私が在日米軍沖縄調整事務所に行きまして、事実確認というものを若干後回しにした上で、まず県民の思いを伝える必要があるなということで行ったわけですが、その際申し上げたのは、今御質疑の趣旨はこれまでどういうことをやっていたか、それは日米地位協定の問題もございまして、綱紀

肅正の問題もございます。ただ私が申し上げたのは、お互い公務員ですよと、米軍の兵隊、兵士も公務員であると、私どもも公務員であると、我々の場合は一沖縄県職員は通常フリーな時間であってもそれはいいかげんなことはできないわけです。県民の目があると、それぐらい意識して我々は振る舞っていると。翻って、米軍の皆さんは本当にそういう意識があるのかということをお私にはあえて申し上げたわけでございます。したがって、その管理の徹底、綱紀肅正、さらにその厳重な処罰といったものを行ってくださいと、それを公表してくださいということを申し上げました。残念ながらそれに対するはっきりした回答はなかったのですけれども、承ったということだけだったのですが、こういう形で一義的にはやはり管理、監督といったものを厳正にやっていただくことが必要だろうと考えております。

**○山内末子委員** アメリカという国は、やはり個人主義ですので軍隊であろうが、その個人が起こしたことについて、これは日本でしたら直接の管理者がいろいろな意味で処罰も受けるだろうと、そういうところはありますけれども、なかなかアメリカ合衆国ではそういうことにならないと聞いていますので、そういう意味で、ではどうすればいいかというところを、もちろん日米地位協定の問題、あるいは国と国との問題でありますから、軍事上の問題、それも大きなものがありますので一だからといって沖縄県の場合は、ただ抗議するしかなさすべがないのですよね、実際に。本当に抗議をしていくだけで、そこで相手から来る言葉は綱紀肅正の徹底、教育プログラムをしっかりとやりますという2つが私たちに返ってくると。なさすべがない状況を、やはりこれを打破していくためには、今知事公室長もおっしゃっていましたが公務員と公務員という立場から考えて、事務レベルで県警察あるいは沖縄県、そして軍隊との一難しいでしょうけれど、3者での教育プログラムをしっかりとつくっていくとか、そういう協議の場をつくっていくとか、そういうことについては、今後考えていけないといけない状況があるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** そういったものを含めまして、平成14年から米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームといったものがあるわけです。この構成員は、在沖米軍、在沖米総領事館、日本政府として外務省と防衛省、それから沖縄県、沖縄県警察本部、関係市町村、それから関係団体としまして商工会議所、商工会、社交飲食業組合といったところで、そういう細かいことも含めて、とにかく犯罪を起こさないようにということは議論し

ているわけでございます。しかしながら、それにもかかわらず、こういった事件がまた再発するということですので、基本的にはこういった機会を通じて一レベルはいろいろありますけれども、しっかり議論していくことが大事だろうと考えております。

**○山内末子委員** まさに、この米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームがあるのは知っていますが、これがなかなかただの情報交換、ある意味で机上の、事実上余り功をなしていないというのが現状だと思いますので、その1歩を、あと1歩を踏み込むため、これから交渉をしていく必要があるのではないかと思いますけれども、それを検討していただけないかどうか、それもひとつお願いいたします。

**○又吉進知事公室長** やはり米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームに参加した者として、そうやっていろいろやっている中で、また事件が起きたということは大変遺憾ですし、責任も感じております。したがって、やはりいかなる状況で今回の事件が引き起こされたか、どこに原因があったかも含めて、今後しっかりそういった場を通じて検証していきたいと考えています。

**○山内末子委員** ぜひこれは、もう一回事件・事故が起こったときには、必ずこういった形で、がっとやらないといけないということになりますけれども、また次に、さらに事件・事故が起こって、同じような本当に繰り返しにならないように、さらに踏みこんだ対策というものが、今求められているというところをぜひ認識していると思いますけれども、これをぜひ早目に行っていただきたいと思いますので、ぜひそのことをよろしくお願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

**○新垣清涼委員** まだ、起訴はされていないということなのだと思いますけれども、被害者は1人住まいですよね、そして2階に住んでいるのですよね。被疑者は酒を飲んでいなかったわけですよね。そうすると、1人住まいの部屋に後ろから追いかけて行って、玄関を閉めようとするときに後ろから入り込んでいる。これは計画的ですよね。しかも、何度も下見調査をしているはずなんです。というのは、1人住まいということは普通ではわからないわけですよね、どこに住

んでいるか。追跡するだけではわからないはずですね。その家には、女性1人しか住んでいないということを被疑者は確認をしているはずなんです。そうであれば、どんな家族構成なのか、兄弟がいるのかだんながいるのかわからないところに踏み込めないはずなんですよね。ということは、非常に計画されている。そして、本人は所属については当初は岩国基地だと言っていますね。調べてみたら、キャンプ・キンザー―牧港補給地区所属ということになっているわけですが、米軍のこの所属についても非常に私たちは疑問があるのですが、この部隊移動中の間は、所属については本当にわかっていないのでしょうか。そこら辺の調査はどうなのですか。

**○内間康洋刑事部長** これは、海兵隊の法務部に照会した結果、キャンプ・キンザー―牧港補給地区所属という回答を得て、そうしてあります。

**○新垣清涼委員** 新聞報道の中ですけれども、当初は岩国基地所属と言っていた。そして、本人は休暇で観光に来ているとか、用事で来ているとか言っていますね。後で新聞報道によりますと、岩国基地での勤務を終えて米本国へ帰る途中に沖縄に寄ったと。休暇なのかどうかわかりませんが、そういう間の兵士の責任というのか、そこら辺はどうなっているのですか。

**○又吉進知事公室長** まず確認いたしますと、米軍から出たリリースがございまして、そこには、軍曹は以前岩国を拠点とする部隊に所属していたが、アメリカ合衆国にある次の勤務地に行く途中で休暇中に沖縄にいたと。軍曹は岩国所属の海兵隊員であったが、同隊員の上層司令部がキャンプ・キンザーを拠点としている第三海兵兵たん軍であると、在日米軍―海軍犯罪捜査局は第一次捜査権を持つ那覇警察署に全面的に協力しているというのが発表なのです。今の責任問題ということで言いますと、やはり兵士の管理それから米軍の運用の問題がありまして、それで私どももやはり疑問であります。要は、岩国基地からアメリカ本国に行く途中になぜ沖縄県にいるのかということなのですが、日米地位協定上は、そういうことはできるというのが政府の見解のようではありますが、結果として犯罪を起こしたということにつきましては、これは一義的に米軍の管理が十分になされていないという現実があるわけですから、やはり最終的には、米軍の服務規律あるいは管理の問題に帰結するのではないかと考えております。

**○新垣清涼委員** 先ほど教育プログラムは、一時的に沖縄県に滞在する兵士に

ついてもしっかりとやっているんだというお答えがあったわけですね、米軍側からはね。だから、こうして所属がある部分の勤務地を離れて、次に移るときの休暇という見方になるのか、あるいは所属を外されたという形になるのか、その辺に兵士の気の緩みがあったのかなど。あるいは、沖縄でちょっとバカンスをとというつもりで来たのかわからないけれども、先ほど具志委員からもあったように、沖縄にはそういう遊べるところがあるみたいな、そういう情報が流れているのか。そうだとしたら、それは大変なことですね。だから、そこはやはり我々も警察当局としても、米軍の中でそういう情報が流れているとしたら、ここはしっかりと対策をとる必要があると思うのです。先ほど、情報としてはあるようなことをおっしゃっていましたが、そこら辺はしっかりとやっていただかないと、こういう米軍関係者の犯罪というのはなくなるのではないかと心配しているのですが、いかがでしょうか。なぜ、こういうことを申し上げるかと言いますと、キャンプ瑞慶覧のビショップ大佐一彼は我々の抗議に対して、中には悪いやつもいるよと、こういう開き直った態度なのです。ですから、彼に幾ら抗議をしても、そういう綱紀肅正を求めても、あの人がいる限りよくなると私は思っています。だからそういう意味では、こっち側の県警察がそういう犯罪をしっかりと取り締まるという意味では、皆さんは、例えばオレオレ詐欺だとかいろいろな情報入手される、あるいは今インターネットについても、いろいろなそういった捜査とか情報収集をされていますよね。そういう意味で、米軍人が、例えばそういった情報をもしメールやあるいは何かいろいろな書き込みの中であるとするならば、掲示板とかで、やはりそこら辺はしっかりとキャッチして、そして上層部に対してこういうことがあるんだよと、けしからんと、あるいは地域についても先ほどからあるように、こういう情報が流れることがないように捜査を入れていただくということが必要だと思うのです。そういう意味で先ほど話をしたのですが、どうですか。

**○内間康洋刑事部長** そういう具体的な情報があれば、これは当然積極的に我々は米軍、または捜査機関等と協力しながらやっていかないといけないし、現にそういう情報があるときには、やはり米軍の捜査機関と協力して摘発していることもあります。だから今後もやっていきます。

**○新垣清涼委員** いろいろな学校の単位や地域では、子供たちの健全育成のために夜間パトロールなどを行っています。でも、こうして米兵による深夜の犯罪が続発すると、自警団という組織を地域でつくらないといけなくなる状況にきているのではないのかと。そこまで徹底してやらないと、沖縄県の特に若い女

性たちを守れないのではないのか。そういう意味では知事公室長、もう日米地位協定の抜本的な改定を強く求めて、そういう悪さするやつはすぐ帰すか、あるいはここでもうしっかりと逮捕できる、処罰できるように改定させることをしなければ犯罪はなくなりません。決意をお願いします。

○又吉進知事公室長 とにかく、許しがたい犯罪が起きておりまして、これは全く我々県民としては、これは寛容になることはできないと。先ほど、ビショップ大佐の話がありました。確かに、私どもが抗議要請するときに、やはりビショップ大佐に限らず、大部分の米兵はしっかりやっている、きちっとやっているとおっしゃるわけです。ただ、1人2人であっても、それは米軍という立場—沖縄県に駐留している米軍という立場の方が、1人2人ともこういう事件を起こすことは、これは県民全体の問題なんだと、しかも県民の人権を損なうことなんだと、それは微罪であっても許すことはできないのだということは、何度も申し上げております。したがって、やはり県民の生命と安全を守るという観点から、引き続き、これは日米両政府、米軍に対して強く求めてまいるということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 8月8日の民家への住居侵入の件なんですけど、先ほども具志委員からいろいろと質疑がされておりますが、この件について、女性の住む民家内の1階の玄関から侵入したとの報道がされておりますが、施錠されているところから侵入されたということについての事実関係をお聞かせください。

○内間康洋刑事部長 施錠はなかったです。

○吉元義彦委員 やはりそういうことについては、時間帯という防犯上の問題等も含めて、先ほども新垣清涼委員からもありましたとおり、自治会についても、そういう状況下の問題を大変認識すべきではないかと、やらざるを得ないと思っております。そういう意味でも、ぜひ知事公室長、これは今これだけ米軍人による事件というものが頻発しているこの問題については、ぜひ那覇市を通じ、自治会を通じて周知徹底すべきではないかと。もちろん、新聞報道も通じていろいろ県民の皆さんには理解されていると思うのですが、やはり防犯的な問題については、県からも改めてこれはやるべきだと思いますが、知事公室

長としてどうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** この犯罪の1つの特徴として那覇市で起きているということがあります。これまでどちらかと言いますと、基地所在市町村において多かったという統計がありますが、那覇市において起きたということも私どもは注目しておりまして、当然この犯罪の範囲が広がったり、あるいは件数がふえたりすることがあってはならないわけでございまして、ちょっとその傾向でありますとか、そういったことにつきましても県警察と協力をして把握し、さらにそういう地元の治安が侵されないように、働きかけていきたいと考えております。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

**○吉田勝廣委員** 県警察に伺います。キャンプ・キンザー―牧港補給地区の所属で、兵たん部隊に所属しているという話でしたので、例えば、米兵の出入りですね、岩国基地から何日に沖縄県に入って、それで沖縄県に何日間滞在して、沖縄県から本国にいつ出発するのか、または岩国基地に帰って出発するのか、この辺の内容はいかがですか。

**○内間康洋刑事部長** 実は、岩国基地の任務解除の発令が7月10日ですけれども、いつ沖縄県に入って来たかについては、今、被疑者が否認しているものですから、事件そのもの一経過説明の中でも一切しゃべらないということで、具体的なものについては把握しておりません。

**○吉田勝廣委員** この兵隊は、岩国基地の所属だけれども、キャンプ・キンザー―牧港補給地区に司令部はあるわけだから、沖縄県を行ったり来たりしていたかどうかだけを知りたいですね。沖縄県の地理に精通していたかどうかというものも必要でしょう、捜査上も。だから、そこを行ったり来たりして、それで僕は嘉手納飛行場から行くのかなど。そして、そういう仲間―恐らくそういう部隊移動ですから、仲間がいて何名かの人数でそういう移動をしていると思うんですよ。その辺の内容を把握しているかどうかです。

**○高嶺隆喜捜査第一課長** 事件そのものの詳細については申し上げられないのですが、今吉田委員が御指摘のとおり、本人のこれまでの状況について、

米軍側に必要な捜査の裏づけという形で、あるいは照会等々を含めて立件のための一本人がいつどこに所属して、いつまでここにいたのかと、米軍側に照会するという措置は、捜査の裏づけとしては当然実施するので、これについては当然必要な捜査はしていると思います。

○吉田勝廣委員 ちょっとわからないのは、海兵隊は協力すると言っていますよね。協力すると言いながら、何か隠しているのではないかと思いますか。

○高嶺隆喜捜査第一課長 米軍の場合は、照会しても当然、民間の日本の通訳を含めて英文で訳しますので、相当の期間がかかります。これを遅いとみるのか、慎重にチェックしてもらっていると。例えば、民間の法人であれば、電話1本でこんな関係で照会を出しますということではできますけれど、米軍の場合はやはり文書でやっていきますので、回答が若干おくれるというのもあると思います。

○吉田勝廣委員 名護市辺野古の事件も大分おくれましたよね。僕が言っているのは、協力するというものはどういうことかということ、出入りを始めて、そしてアメリカの部隊の所属はどこなのか、何月何日に沖縄県から出るのか、それは休暇中であっても、所属部隊の指令で動くわけだからね。そういう意味からすると、非常に米軍は怠慢なのかなと。事件が起きてから、もう相当たつでしょう。なおかつその辺がよくわからないというのは、何なのかと。

○高嶺隆喜捜査第一課長 今、吉田委員が御指摘のとおり、本人の供述によりますと、最初は自分は岩国基地からの移動の途中でということで、移動の途中で逮捕しているものですから、県警察としては、身分がどこにあるかということで文書で照会して、それで時間がかかったと。遅いのか早いのかは別にして、実際に身分証を持っていない、所属がはっきりしない段階での逮捕となって、若干向こうも回答するのがおくれたのではないかという感じがします。

○吉田勝廣委員 寝泊まりしているところはどこですか。

○高嶺隆喜捜査第一課長 基地の中の宿舎、ホテルというような話をしておりますけれども、確認がとられているかどうかについては、詳細についてはまだ承知しておりません。

○吉田勝廣委員 寝泊まりしているところもまだはっきりしない。基地の中のホテル、どこの基地の中のホテルとか、そこからの出入りは自由なのかどうか。もう一つ、今度は知事公室長に、日米地位協定上、兵隊の出入りはチェックできますか。

○又吉進知事公室長 明文としてはないと思います。

○吉田勝廣委員 そうすると、今言ったように、休暇中一要するにどこに所属しているか明確ではない、部隊は解除された、そしてある基地のホテルに泊まった、そういう犯罪を起こす、そうすると基地の所属のだれがこの人を管理というか、所属として管理して指導していくのか。そこが明確にならなければ、おかしいことだよ、軍隊だから。それは普通わかるはずだよ。例えば、あなたはこういう所属の部隊だけれど、次はA中隊に移動するよと、その移動期間中に勤務があるから、たまたまこの人たちは兵舎がなくて、ホテルにも泊まるとしたらですよ、ホテルに泊まったとしたら、そのホテルの中で、やはりA中隊の所属の隊長がそこを管理するわけだから、その管理の隊長が何日に来て、何日の休暇があって、何日にまた自分の本国の部隊へ移動するというのは明確になっているはずですよ。明確にならなければ、軍隊は管理できないはずですから。その辺も、捜査の中でまだ明らかにされていないということは、明らかに米軍は協力すると言って、協力していないのではないのかなということだと言いたい。

○高嶺隆喜捜査第一課長 今の吉田委員の御指摘のとおり、捜査の裏づけとしては、当然、いつどういう身分で軍隊に入って、入隊からこれまでの履歴を全部チェックします。本人が否認すれば、その所属のほうに文書で照会していきます。それで、岩国基地から来て途中だと、ではいつ入って来たのかと、必要な捜査については所轄署でやっていますけれど、詳細についてはまだ手元にございません。

○吉田勝廣委員 勾留期限がきょう切れるという話が休憩中にありましたが、勾留期限がきょう切れるのに、そのことがわからなかったらできないでしょう。勾留期間にいろいろ起訴してまたもう一回やるでしょう。勾留期間は今何日かわかりませんが、勾留期間中にやはりさまざまな捜査をして、次の段階に進むと僕は思っているわけだ、捜査上は。そうすると、そこまで踏み込まないとわからないのに、勾留期限が切れたら、あとはどうするの。釈放するほかな

いでしょう。

**○内間康洋刑事部長** 実は、米兵のこの出入り状況が詳細にならなくても、事件の立証上、そんなに重要な部分ではないわけですね。やはり、この米兵が強制わいせつ致傷を犯したという、我々は客観的証拠で証明しないといけないわけです。これは既に証拠固めしておりますので、最終的には地検―地方検察庁の判断ですけれども、自信を持っております。

**○吉田勝廣委員** 力強い刑事部長の今の発言、非常にいいと思いますけれども、しかしやはり、我々は部隊の移動であるとか、個人の異動であるとか、管理する部隊がどこに所属しているかということは、これは軍隊としては当たり前のことですよね。当たり前のことが、今でも報告されていないことに、僕らは疑念を持つわけですよ。素直ではないねと、ある意味では捜査に協力していないねと、口先だけではないかと。そういうことがあるものだから、そこはやはりきちっと沖縄県も含めて対処すべきであろうと思っております。そして、次にもう一点だけけれども、米軍の休暇中における行動範囲というか、要するに僕らがよく日米地位協定上、部隊の移動は道路も使用できると、いろいろな部隊間の移動は自由にできると、しかし個人が休暇中に、例えば民間地域に入って何でもできるかと、例えば夜中の3時、4時、5時、いわゆる繁華街とは別に民間地域に入ってそういう徘徊ができるかどうかとか、そのところがいつも明確ではないものだから―僕らは本当は自由でいいんですよ、自由でいいのだけけれども、しかし公務外の夜中に民間地域に入り込むこと自体が、日米地位協定上、移動として許されるかどうか。公務中の移動はよくありますね、道路から道路への移動とか、部隊から部隊への移動とかいっぱいありますよ。知事公室長にさっきその情報がないかと言ったのは、そういうことです。だから、そういう意味では、午前0時に外出禁止令が出たと、それは飲み屋や繁華街であればわかるけれども、例えば、それ以後に民間地域に米兵が夜中の3時、4時に徘徊をする、これはだれだって、我々だってそうですよ、夜中3時ごろ起きて、自分たちの民間地域を徘徊すること自体変だねと思われがちでしょう。それを米兵がやること自体が、ちょっと変ではないのかなという感じがするのだけけれども、その辺が今の日米地位協定上、何ら規制もないと僕は思うのだけれども、知事公室長どうですか。

**○又吉進知事公室長** 今、吉田委員のおっしゃるとおりでございまして、どういう目的かはわかりませんが、民間地域に出ることを規制する条文は、

日米地位協定上ないという理解です。

○吉田勝廣委員 僕らも外国へ行って自由に行動したいわけだから、そういう意味では、外国に僕らが行っても、例えば4時、5時ごろ僕らが起きて民間地域に出入りしたりすると、ちょっといろいろ職務質問したりされる可能性がありますけれども、米兵は部隊から出てからの管理体制があるものだから、この辺のやはり紳士協定というか何というかわからないけれども、その辺の民間地域に対する深夜徘徊とかそういう出入りに対するものにはワーキング・チームであれ、何らかの形で米側に慎めよというのか何というのかかわからないけれども、犯罪防止の意味からその辺は規制という一余り好きな言葉ではないのですが、紳士協定みたいな形でそういう出入りは慎めよと言うのか、この辺は知事公室長はどう考えますか。

○又吉進知事公室長 今、吉田委員がおっしゃった点で、最初に気になったのが、一体だれが責任をとるのかということでありました。岩国基地からアメリカ本国へ転属する途中であったと、岩国基地の任務は解除されているわけです。したがって、ではこの人を含むどなたかと、だれがどの組織がということを確認をしましたところ、この事件を起こしたために、第三海兵遠征軍のあるキャンプ・キンザー牧港補給地区に配置がえをしたと聞いております。したがって、一義的にはこのキャンプ・キンザーの司令部が、在沖米軍の司令部がこの被疑者の行動といったものに責任をとるべきでありますし、県警察への協力もしっかり行うべきだという考えです。

○吉田勝廣委員 それはそうだけれど、米兵の民間地域での出入り、深夜徘徊、要するに歓楽街であったら大体はわかります。僕らは基地を抱えているわけだから、よく見かける場合もあるし、注意する場合もあるわけだ。その辺の自重というか、そこは司令官との関係、あと米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームの中で、その辺は僕は発言できるのではないかと。規制というのではなくて、やはり深夜に民間地域に入ることについては、やはり問題があるのではないのかなという問題提起ですね。ここはやはり米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームの中で、問題提起していいのではないのかと私は思うがどうか。

○又吉進知事公室長 米軍のサービス管理といったものが、結果としてこういう犯罪を起こす上で穴があるのではないのかということですが、やはり非常に重要

だと考えておりますので、吉田委員の御指摘のあったことも含めまして、厳正な、厳重な規律、あるいはその方策の確立といったものを在沖米軍を含めて米軍全体に求めていくということでございます。

**○吉田勝廣委員** 僕も長年、海兵隊とつき合っているけれども、入れかわりが激しいということと、若い兵隊が多いということと、それから海兵隊の質の問題とか、入隊時期のいろいろな問題とか、さまざまな要因が含まれているわけです。だから、さまざまな要因が含まれているので、その犯罪を防止するためには、とにかく簡単ではない。簡単ではないから、そこを起こさせないための努力も必要だけれど、やはり常日ごろ、夜中とか民間地域に出入りすることはいかなものかと。基地所在の地域では表には出ないけれども、よく聞く話—米軍が立っていたよとか、夜中の3時ごろ僕の家玄関の前に立っていたとか、これはいろいろよく聞く話だから、ここを何とか米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームの中で、そういうことはやはり好ましくないというくらい—そういういろいろな紳士協定とか何かあると思うんだよね、そういうところは。何か対策を僕はきちっとやるべきではないのか、それは恐らく県警察からしてもそういうことは発言できるのではないかと考えているが、県警察と知事公室長、どうですか。

**○高嶺隆喜捜査第一課長** 委員も米軍関係は詳しいのであれですけれども、うちは内部のほうとして検挙する側ですけれども、生活安全部門、地域の部門を含めてしっかりその対策というか、今回の事件である程度、繁華街を通行する—地理とかいろいろな細かな状況を分析しないといけないと思いますが、なぜそこを通ったのか、最初からそこが目的だったのかとかさまざまな分析が必要なのですけれども、その周辺においての警戒といいますか、地理的なプロファイリングといいますか、それをやりながら警戒をしていきたいということでございます。

**○又吉進知事公室長** 今、吉田委員がおっしゃったことは、1つの県民の実感であるということだと思いますので、やはり県民がこういう実感を持っているということを含めて、米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームを含め、あらゆる場で米軍に求めていきたいと考えております。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城満委員。

○玉城満委員 刑事部長にお伺いしたいのですが、県警察の中に、米軍犯罪特別対策室というか、そういうプロジェクトチームみたいなものはございますか。

○内間康洋刑事部長 捜査第一課の中に国際室というものがあって、捜査第一課長を筆頭に、今ここに座っているメンバーがそうで、あと沖縄警察署にもあります。

○玉城満委員 米軍犯罪関係、国際犯罪関係のメンバーは、全部で何名ぐらいですか。

○内間康洋刑事部長 沖縄県警察本部、沖縄警察署を含めて15名です。

○玉城満委員 本土復帰以降、5000何百件という米軍関係の犯罪が起こっている中—これは米軍関係だけですよ。あと国際的な部分もいろいろ加わってくると、この15名のメンバーで本当にこれに向けての取り組みができるのかと、僕らは外から見ていて、やはり手薄ではないのかなという気がするんですね。やはり、先ほど情報の問題もありましたように、もう少し何というのですか、この人たちが犯罪の捜査にかかわり出したら、もう俺はだめだと米軍が思うようなそういう名称もつけて、やはりそういうこの米軍犯罪に関しては、この人たちが専門的にやるんだという特別な名称を入れてやるぐらいのことをすると、これは1つの米軍に対するアピールにもなると思うのです。そうすると、これは抑止力につながるのではないかなという気がしておりますが、これはあくまでも提案ですが、これは県と提携していただいて、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。知事公室長と刑事部長にその辺の意気込みをよろしくお願いします。

○又吉進知事公室長 今、玉城委員がおっしゃった点は、大変重要な点だと思います。つまり、犯罪が起こってからの対応と、それから抑止力というのですか、犯罪防止のことですね。その方策は、県警察の体制等については私のほうから申し上げる立場にはないのですけれど、少なくとも知事公室におきましては、きょういろいろ議論がありました点につきましては、しっかり米軍に対し、県民の声として伝えまして、その抑止力—防止策をしっかりとるようというのを申し上げてまいりたいと思います。

○内間康洋刑事部長 先ほどの数について訂正させてください。15名と申し上げたのですが、それにプラス沖縄警察署に渉外警ら隊という係がいて、そこに12名います。専ら、米軍人犯罪の抑止と検挙に力を入れた警ら隊ですけれども、彼らが非常に一特に沖縄市、北谷町一帯のよく兵隊が立ち入りするお店に立ち入りして、この経営者に指導してやるような係がいますので、その渉外警ら隊の活動が1つの沖縄市区の抑止にもなっていると思います。それに合わせて、今後、抑止のための係員をふやすかどうかについては、また警務部門と話し合いながら検討していきたいと考えています。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 内間刑事部長、先ほど米軍関係の綱紀粛正の中で、深夜徘徊、午前0時以降の酒類等を提供している店への立入禁止云々というお話がありましたけれども、そこへの立ち入りは民警だけで立ち入りしているのですか。

○内間康洋刑事部長 そうです。

○仲田弘毅委員 沖縄市を中心にして、米軍と民警との合同パトロールというものが叫ばれていた時代があったのですが、今はそういったものはないのですか。

○内間康洋刑事部長 CP活動—生活指導巡回のことだと思いますけれども、これは沖縄市と北谷町を中心にして、たしか週末あたり、月に数回くらいやっているとだと思いますけれども、那覇市内ではそういったものはやっておりません。

○仲田弘毅委員 従来、若い米軍の皆さんが遊ぶというか遊技場としてディスコ関係があるというお話、これが那覇市のほうに移動したというお話ですが、やはり那覇市でも一言葉の弊害も十分にあると思うのですけれども、そういうような感情を余り刺激しないで、きちんと基地に帰すような民警と米軍の合同パトロールは絶対に必要だと思うのですが、それに対してどう考えますか。

○内間康洋刑事部長 県警察のスタンスとしては、これには反対しております。というのは、基地の外の治安維持については、やはり県警察側が責任を持ってやるということが1つですね。また、米軍が制服でそこら那覇市内をパトロー

ルすることになった場合、これは軍事的警察権の行使だというような誤解を県民に与えやすい。ですから、そういう2つの大きな理由で、県警察としては、受け入れないということを申し入れしたことがございます。

○仲田弘毅委員　そういう制服組で弊害があるということであれば、それにかわるような手だてみたいなのはありませんか。

○内間康洋刑事部長　これも繰り返すようですけど、現在、那覇警察署が警戒態勢というものを強化して、風俗店の立入調査を徹底しておりますので、今はそれに期待したいと考えております。先ほど、具志委員からも提言があったように、どの程度指導ができるかどうか、それはまた持ち帰って那覇警察署と一緒に検討していきたいと考えています。

○仲田弘毅委員　知事公室長、事件が起こって、早速すぐその日に米軍に抗議に行っていますよね。こういった適切なあるいは迅速な対応というものは、大変評価できると思うのですが、これだけ知事公室長のほうから米軍に要請をしても、これは実効性がないとほとんどの県民が見ていると思うんですよね。8月4日に起こった同様な事件が4日後にまた起こると、こういったものが2008年から続いているという状況が、県民としてもちょっと許しがたいなという感情的なものがあると思うのですが、米軍の深夜0時以降の外出禁止、あるいは酒類、アルコール等を提供している店への立入禁止等をして、これが実際に効果がない。その中には、法の抜け穴みたいな一実際は飲酒はしていないということではあるけれども、飲酒をしていたという記事もあるわけですよね。そういったものが、やはり今、渉外関係主要都道県知事連絡協議会の中からも盛んに言われているように、あるいは沖縄県民がずっとお願いをしてきた日米地位協定の抜本的な見直ししかないと考えているわけですが、運用の改善だけでは、もうどうしようもない時期に来ていると思うんですよ。そのことに対して、知事公室長はどう考えていますか。

○又吉進知事公室長　日米地位協定上の問題とこの犯罪が日米地位協定上どうかかってくるかというものは、実はわからない部分もあります。しかしながら、知事が再三申し上げているのは、軍人の意識の中で、自分たちは日米地位協定に守られているのではないかと、漠然とですけども。そういったことで、犯罪を起こしても大したことはないというような意識がもしあるようであれば、これは重大なことでありますので、再三、意識というのですか、自覚というの

ですか、認識というのですか、そういったことを一やはり現実に犯罪が起きているわけですから、これは足りないと言わざるを得ないので、強く求めていくというスタンスでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍人による強制わいせつ致傷事件等についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

次に、付議事件の変更について審査を行います。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 跡地利用計画に関する付議事件を、米軍基地関係特別委員会から沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会に所管を変更することについて、県の考えを御説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

跡地利用に関する現行法制度は、沖縄振興特別措置法第7章と、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に規定されておりますが、両法は平成24年3月に失効することになっております。

跡地利用に関する業務は、平成20年度まで知事公室基地対策課で所管しておりましたが、跡地利用対策を含むポスト沖振法―沖縄振興特別措置法に向けた取り組みを進める必要性から、平成21年度より企画部企画調整課で所管しております。

跡地利用計画は、沖縄の振興を図る上で極めて重要な課題であるとともに、沖縄21世紀ビジョン及び沖縄振興計画等総点検等との関係や、ポスト沖振法―沖縄振興特別措置法制定に向けた手続との整合を図る観点から、沖縄振興・那

覇空港整備促進特別委員会で審査していただきたいと考えております。

なお、県では、平成24年度以降の跡地利用に関する新法の必要性を踏まえ、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え（案）を取りまとめたところであり、今後、国に対し新たな法制度について提案していく考えであります。

以上でございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、付議事件の変更について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 僕は、この件についてはちょっと疑問があるなど。今の米軍基地関係特別委員会の役割としては、所管事務の事項から言うと、跡地利用も含まれていると。ある意味では専門的な委員会だから、例えば今の跡地利用について歴史的な経過を含めて、恐らく米軍基地関係特別委員会のほうがよく知っているのではないかなど。またもう一つ、2点目は、沖縄振興特別措置法を議論するときにはたくさんの条文があるわけだから、さっき言ったこのトップを外してこっちにもってくれば、あとの条文関係は沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会のできるのではないかなどという思いがあるわけです。要するに、沖縄振興特別措置法の第7章といわゆる軍転法－沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律－平成7年の軍転法はまだ生きているわけだから、沖縄振興特別措置法の第7章をどうするかと、要するに今企画部は法律をつくってもらいたいわけでしょう。法律をつくってもらいたいわけだよね、新たな軍転法というか、仮称は別として新たな法制度を基本的な考え方としてまとめているわけだから。そこは、ここで徹底的に議論したほうがいいのではないの。というのは、沖縄振興特別措置法の条文は長い－120条くらいあるでしょう。そこは、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会で議論してもらって、ここは特別に専門的なこととして、いわゆる軍転法とこれまで沖縄振興特別措置法の課題等－何で今までできなかったのか、より効果的にするためにはどうすればいいとか、ここはそこだけ特化して議論したほうが僕はいいのではないかと。というのは、沖縄振興特別措置法は第1条から第120条までなっているものの中で、あの沖縄振興特別措置法の課題というものはたくさんの議論が

必要だと思うんだよ。こうして分けたほうが、かなり議論できるのではないかなど。また皆さんの役割としては、一緒にしたほうが一緒に議論できるのではないかという便宜的なところがあるかどうかわからないけれども、特別委員会というものは、あくまでも専門的なことを議論する場だと思っているから、かえってこのほうがいいのではないかと僕は思うのだけれどね。特化して跡地利用については、やはり米軍基地関係特別委員会に任せて、そこで法理論上も立派にして、視察も立派にして、そこだけをやると。沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会は別の次元で、いろいろな税制の問題からいろいろあるでしょう。沖縄21世紀ビジョンにかかわったことを議論するわけだから、もっともっと大きく議論する必要があるだろうと。だから、僕は米軍基地関係特別委員会は、今の一番最初の跡地利用に関する現行法制度である沖縄振興特別措置法プラス軍転法—沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律のこれまでの経過だとか総括だとか、法理論に向けて議論したほうがいいのではないかなど。基本的には、皆さんが提案すること自体、僕は変だねと思わざるを得ないわけよ。

**○川上好久企画部長** 今、吉田委員のおっしゃる部分の話もそのとおりだと思います。あくまでも基地跡地という文脈の中で、基地問題との関連が当然あるわけでごさいます、そのことでまた議論されるということも重要なことだと思います。しかしながら一方では、特に今後の沖縄振興特別措置法、沖縄振興計画というものに次ぐ計画を考えていくときに、沖縄本島中南部に今、俎上にのせております大規模軍用跡地というふうなものが、これは今後の沖縄振興というものの行く末を非常に左右する重要なものであります。今後の沖縄振興というものを考えていくときに、その開発なしには、やはりこれは議論していけないと考えているところです。ちなみに、沖縄本島中南部は約470平方キロメートルあるわけですが、ここは実は福岡県北九州市より若干小さい—そこに113万人の人間が住んでいて、県民の85%はそこに住んでいるわけです。そこは政治、経済のある意味、非常に重要な地域で、そこに今、大規模な基地返還跡地というものが発生する。これをどのような形で整備をしていくかということ、まさに今後の沖縄県の経済のあり方、それから産業の育成、そういう意味で非常に重要な影響を与えている。そういう意味においては、やはりここは基地問題という文脈で考えていく世界と、もう一つは、今後の沖縄振興というもので考えていくという2つがある中で、まさに期限がやがて来ようとする現沖縄振興計画を踏まえて、その中でやはり一体的に議論をしていく場面ではないだろうかということ、今回そういった形で提案を申し上げたところで

す。

○吉田勝廣委員　それも理解はする。理解はするけれども、沖縄振興特別措置法の構成自体が、今の条文自体が非常に複雑になっている。しかも、その条文については、いわゆる本土政府の介入と言ったら変だけれども、政府のイニシアチブで沖縄振興特別措置法がつけられ、そしてこの沖縄振興特別措置法が運用されている可能性がある、僕はそう思っているわけ。そうすると、沖縄振興審議会の役割は何かと言え、この沖縄振興特別措置法の徹底的な分析で40年間の総括だよ、ある意味では。例えば、1972年にできた、1982年、1992年、2002年と、2012年と、歴史的にこうして沖縄振興特別措置法の10年計画の過程があって、みんな総括されて今日まで来ているわけよ。しかし、根本的な議論はされていないために、今の沖縄県の自立経済ができなかったのではないのかという総括が、沖縄21世紀ビジョンでされているわけだよ。だから、そのところを徹底的に議論する必要があるのではないかなと。僕は、逆に言えば時間は短いと思っているわけよ、議論する時間が。あと2年に控えて、法理論上は、つくるためには、1年間余裕を持たないとだめではないのか、財政的な面からもいろいろな意味で。簡単に法律はできない、ある意味では。僕は遅いのではないかと思うぐらいで、だからこそ、この跡地利用関係は難しいからかえってここでやったほうがいいのではないのかなと。同時進行でやってしまうと時間がないですよ。時間がないと時間切れになって、また政府の言うとおりになってしまいうよ。そういう可能性があるから、かえって専門的な立場として、ここはそれなりの議論をしてもらって、それから沖縄振興特別措置法のいろいろな条文はその条文の中で議論してもらって、そこを総括をして、どうしていくのかなと。僕は成文法—法律をつくることは非常に大事だと思いますよ。跡地利用も、ある意味では独自の—沖縄独特な基本方針をつくって、それを条文に明文化していくかという、その役割をある程度この委員会にも与えてもいいのではないだろうか。それはそれなりの、やはり役割を持つのではないかと。それぐらい力があるかどうかは僕はわからないけれども、時期的な問題としては余計に分けたほうがもっともっと進化するのではないかと、議論が。例えば、恩納村の恩納通信所がなぜ今できなかったのかと。返還されてから10数年たって、あれはなぜできなかったか、どこに問題があったか。だから、そういう議論をして初めてこの跡地利用計画ができると思うのよ。なぜできなかったか。いっぱいあるでしょう、跡地利用できないところもあるし、国頭村にもありますよ。沖縄振興特別措置法第7章の問題については、僕は相当に議論しないとイケないと思いますよ。大規模とはいわゆる何アールからかとか、ま

た都市の近郊だけで、これはヤンバルは適用できないよとか、そういうものも全部条例の積み重ねで議論していかないと、やはり現状分析をして、その上に立って新たな法制度があると思うから、それをこの短期間でできますかと、すべて。僕はできないのではないかと思うから、異議を申し立てているわけよ。逆じゃないですかと、余計に皆さんの提案は。かえって、こちらでやって徹底的に議論してもらって、ここである程度のものを仕上げて、その仕上げに基づいて国と交渉すると、そのほうがいいのではないですかと。また、国有財産中央審議会の3分割答申－米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針についてがあるでしょう。自治体と県と国と分割してという－以前、関東計画ができたのだけれども、そういう活用はどうなるのかとか、さまざまな要因があると思うよ、この40年間の歴史の中でできなかったこと、できたこと。これは、やはり分析をして、その中で議論すると。そして、また沖縄振興特別措置法のこの10年－10年をどう分析して、あのときはこうだったと、それが僕は今一番大事な時期だと思うのだけれど。ちょっと遅いぐらいではないかと思っています。

**○川上好久企画部長** ちょっと時期的な問題も御指摘がございましたけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、昨年、同様に知事公室から企画調整課のほうに所管を移して鋭意ここまで積み上げてきております。今回その過去の基地跡地の課題とかそういうものもできるだけ洗い出しをしております、これに関しては、庁内の関係課の意見は当然ながら、関係市町村からも意見聴取をしながら、そして今大枠としてこういう方向でいこうというものを、この基本的な考え方については、その関係市町村の了解をいただいている状況まで今積み上げてきたと考えています。もちろん、その中でどうしてもやはり細かく目の届かないところもあろうかと思えますけれども、これに関しましては、今後その関連する部局と連携を強化しながら、例えば、知事公室なりあるいはまたその文化環境部と連携をしながら、よりこの一体性のある次のこのポスト沖縄振興計画に向けた動きとして、連携をしておきたいと考えております。

**○田勝廣委員** この跡地利用関係を沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会にもっていくこと自体が問題があるのではないかと僕は言っているわけ。それだけなのよ。かえってここで議論したほうが、なお生きるのではないのと。皆さんが来てこっちで議論すればいいわけだから。本土復帰後、跡地利用計画がなぜできなかったか、なぜ軍転法－沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律ができたのかと、軍転法ができてもおかつこの軍転法が

生かされていないのではないかと、なぜ生かされなかったか、どこに問題点があったかと、これを沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会でやると時間がなると僕は言っているわけよ。ここでやったほうがかえって徹底的に議論ができてうまくいくのではないかと僕は言っているわけですよ。これはまさに沖縄の戦後の歴史ですよ。その歴史を僕らはやはり分析をして、きちっと新しい法制度のもとでしっかり跡地利用計画をやるのではないかとということは、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会でやるとたくさん向こうはあるわけだから、かえって分割してここで専門的な議論をしたほうがなお生きるのではないですかと僕は言っているだけの話です。かえってここで議論したほうが生きますよと。歴史的な総括ですよこれは、沖縄にとっては。今言われる1945年以降の米軍基地の接收時代から始まって、跡地利用計画がなぜできなかったかということ含めて議論したほうが、国会に提出して法律をつくるときに一番大きな武器となりますよと。沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の中では、ほかの条文もかなり時間をかけて議論しなければ—これも沖縄21世紀ビジョンで将来の20年計画をやるためには非常に議論をする必要がありますよと。2つの特別委員会で審査したほうが、かえって沖縄21世紀ビジョンに生きていくのではないのかなと、僕はそういう思いがあります。今皆さんに考えていただきたいと思えます。きょう結論を出す必要はない。

**○川上好久企画部長** 何といたしますか、これは県議会の立場の話で、私どもがそういう御提案を申し上げていることですので、判断は県議会のほうでされることだと思うのですけれども、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会でもこの提案を申し上げまして、今委員が言われるようなそういうことも含めて、向こうで議論をしていくということですので了解を得たいと思えます。現在の状況としては、あと1年半ぐらいで沖縄振興特別措置法の期限が切れるという中で、やはりこの広大な沖縄本島中南部、特に枢要な中南部の跡地利用を含めた、やはり一体的な沖縄振興のあり方を議論しなければいけないという、やはりこういう重要な局面でございますので、それをより効果的にどうやっていくのかという—今おっしゃるような視点も含めて、ここは、ちょっとそれぞれの委員から御理解をいただきながら、企画部としては進めさせていただきたいと思えます。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
具志孝助委員。

○具志孝助委員 今、現行法として沖縄振興特別措置法と軍転特措法－沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律がありますね。それからもう一点、復帰特別措置法－沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律というものがありますよね。この復帰特別措置法はいつ切れるのですか。これも一緒ですよね。この3つの時限立法であるいわゆる特措法が切れる。ここで、平成24年度以降にいわゆる沖縄新法をつくりたいと、こういう説明を受けているわけですが、今ある現行法－この時限立法を1本にまとめようという考え方はどうですか、復帰特措法－沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律は別ですか。

○川上好久企画部長 この部分は、これから国との調整も含めて整理をしていかなければいけないわけですが、復帰特別措置法－沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の中には、身分に関する話とそれから酒税、そして揮発油税、これは一緒のもので入ってございます。もともとの趣旨が、本土復帰の激変緩和というもので、40年間引っ張ってきたということで、これをさらに延長することについては、なかなか難しい問題があるということは新聞等で報じられたとおりでございまして、しかしながら、やはり必要なものは必要なものだというので、やはりそのことも判断をすれば、それは何がしかの形で整理しなければいけない。それが、復帰特別措置法という形でやるのか、あるいはまた別の法律の中に組み込んでいくのか、そこはひとつこの考え方があろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、こういう整理も期限がまいりますので、やらなければいけないということになります。それからまた、今の基地関係のこういう法律も期限が来る。これも同じように、平成24年3月に切れると。ともに、今後の沖縄振興というものに深くからんでいく話でございまして、それを全体的に、やはりどういう法制度、そして計画の中に組み込んでいくのか、そこはやはり一体的に進めて行く必要があるかと考えているところでございます。

○具志孝助委員 沖縄振興特別措置法と軍転法－沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律、この2つの法律を1本にして沖縄新法を考えていると。復帰特別措置法－沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律は、特にいわゆる激変緩和等々を反映してつくられた法律であると。あれまで一緒くたにすると、新しい法律の制定にはなかなか政府の理解が得にくいという考え等もあって、これはこれで必要なものは要求していくけれども、その中に入れるというようなことは少し違うのだと、こういう理解でいいのですか。

○川上好久企画部長 今のお話はこういうことでございます。復帰特措法―沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律をどのような形で進めていくか、ここは整理が必要ですから、今の基地関係に関するものにつきましては、これは現行、沖縄振興特別措置法とそれから沖縄における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の2本にまたがっているということで、これを1本に整理する必要があるというのが考え方です。したがって、ここは2本の法律というものを今前提として考えております。しかしながらも、それに基づき実施される計画というものは、少なくとも広大な沖縄本島中南部地域に占めるその跡地をどうするかということにつながっていく話でございまして、そこはやはり一体的にその議論をしていく必要があるという考えでございます。

○具志孝助委員 この沖縄振興特別措置法と軍転特措法―沖縄における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律、この2つの特措法は時限立法であったけれども、今度は恒久法にしたいと、こういうことを言っていますよね。復帰特別措置法―沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律も本土復帰にちなんで、沖縄の脆弱な産業基盤を何とか保護しなくてはいけない等々あって、酒税を中心にしたものやっていると、あるいは公共事業の高率補助等々も復帰特別措置法で言っているよね。それまでからめたら、なかなかまだまだ必要だということはあるけれども、前段の2つを恒久法でもっていききたいと。この実現を迫っていくためには、これをくっつけるのは難しいと、この実現を図るためには離れたほうがいいという考え方だと僕は理解しているわけです。理解しようと思っている。今、沖縄県酒造協働組合あたりから、さらに延長してくれということに対して、厳しいなという―でも必要なものは必要で要求はしますよと言うけれども、新しい法律とは別にやっていきたい、新しいものは―これまで時限立法だったけれども、恒久法にしたいという考え方はよく理解できる。そこで、私がきょう聞いたかったのは、復帰特別措置法、これも一本化していく考え方があるのかないのかということをし少し聞いたかったのですが、この議論はいいですよ。いずれにしても、これは本土復帰の経過措置の中で出てきた問題で、ほとんど関連する問題ですから、1本にまとめたときには、やはりそれを分割して審査をしていくのは、なかなか難しいことだと思います。しかも平成24年と言いますから、私の考え方は、平成24年ということは、我々はもう一回改選するんです、6月になると。だから、今ある特別委員会ですね、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会に所管がえしようとするんだけど、これも平成24年のときには、もう一回中身を洗って、新しい―また名称も

変わったものを、沖縄県の将来を議論していく中で大変重要な問題が出てくると思うんですね。私は、新しい特別委員会をその時点では検討していく必要があると思っておりますので、今回、これを一本化することに向けて議論していく中で、分割ではなくて1つの特別委員会でやるべきだという中で、それではどこなんだという、やはり企画部が所管するところの沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会がより望ましいだろうと思っておりますので、私はそれは理解をします。賛同します。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、付議事件の変更についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人による強制わいせつ致傷事件等について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍人による強制わいせつ致傷事件等に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど審査いたしました付議事件の変更については、休憩中にその取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、付議事件の変更について協議した結果、吉田勝廣委員は反対の意思を表明した後退席した。その後、残った委員で改めて協議した結果、別紙特別委員会設置要領案のとおり変更することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会の付議事件の変更につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

先ほど決定いたしました付議事件の変更に伴い、現在、本委員会に付託されている陳情を付託がえする必要があると生じますので、これより陳情の付託がえの申し出についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の付託がえ及びその申し出について協議した結果、平成20年陳情第167号第二次返還特措法の制定に関する陳情を付託がえするため議長あてに申し出を行うことで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

平成20年陳情第167号の付託がえの申し出につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

先ほど決定いたしました本委員会の付議事件の変更及びただいま決定いたしました陳情の付託がえの申し出に係る報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子